第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生担保権

確定した更生担保権は存在しない。

ただし、後記第４章第２節第１、２により、別表９－１「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権の額が確定した場合（以下、確定した場合の更生担保権を「船舶更生担保権」という。）には、後記第２に定める権利の変更及び弁済を実施する。

第２　権利の変更及び弁済方法

１　弁済方法の基本方針（省略）

２　本件船舶の売却

管財人は、本件船舶の更生担保権者（以下「船舶更生担保権者」という。）の同意を事前に得た上、裁判所の許可を得て、本件船舶を売却する。

管財人は、本件船舶の売却にあたり、広く買主候補を募り適正な競争環境を確保して売却価格が公正・妥当なものとなるよう売却手続を進めるべく、株式会社新生銀行（以下「フィナンシャル・アドバイザー」という。）及びブローカー数社に買主候補の探索を依頼し、かつ、入札形式により本件船舶を売却する。ただし、管財人が本件船舶を売却するときの条件は、原則として、検船時の現状有姿による売買とし、売主である管財人は瑕疵担保責任を一切負わない。

なお、管財人は、本件船舶が外国財産であり管財人の管理処分権行使が困難であることに鑑みて、外国財産の円滑な処分を実現し換価代金について本更生計画の効力を及ぼすために、以下の要領で本件船舶の売却を実施するものとする。

①　金融債権者が本件船舶上に有する更生担保権たる船舶抵当権の発生原因となる金融債権者と更生会社との間の平成17年12月７日付けFirst Preferred Panamanian Ship Mortgageにより、金融債権者が更生会社より授与された代理権に基づき、本件船舶を第三者に売却する。

②　金融債権者は、本件船舶売買の具体的手続（売買契約の締結、売買代金の受領、その他本件売買に関わる一切の行為）について、管財人に委任し、管財人は、フィナンシャル・アドバイザーの協力を得て、更生会社を売主として、第三者に対し、金融債権者が同意する条件にて本件船舶を売却する。

３　諸経費及び更生協力金

管財人は、本件船舶を売却したときは、本件船舶の売却代金（以下「本件売却代金」という。）から、本件船舶の売却に必要となる諸経費及び更生協力金（以下「諸経費及び更生協力金」という。）を控除した残金（以下「売却手取額」という。）を弁済する。

売却手取額を算出するに際して、本件売却代金から控除する諸経費及び更生協力金は、以下のとおりとする。更生協力金については、船舶更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める。

①　諸経費

以下に列挙する本件船舶の売却に伴い更生会社の負担する諸経費

・ブローカーフィー、フィナンシャル・アドバイザーフィー

・更生会社負担の登記・登録手続費用（日本国外で発生するものを含む。）

・消費税その他本件船舶の売却に関し更生会社に課税される公租公課（日本国外で発生するものを含む。）

・その他、更生会社の負担となる本件船舶の売却に伴う諸経費相当額

②　更生協力金

更生会社の運転資金、清算費用等の更生会社の事業遂行及び本件更生手続の管財業務遂行に合理的に必要な費用（本件相殺猶予合意に基づく本件別段預金への送金に必要となる額を含む。）

４　担保変換

⑴　暫定売却手取額の確定

管財人は、管財人が本件船舶を売却した場合、本件売却代金から、以下の暫定諸経費及び暫定更生協力金を控除した残金（以下「暫定売却手取額」という。）に係る預金について、後記⑵の定めに従い質権を設定する。

①　暫定諸経費

諸経費のうち、本件船舶の引渡時において判明しているもの

②　暫定更生協力金

更生協力金のうち、本件船舶の引渡時において判明しているもの

暫定更生協力金については、船舶更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める。

⑵　預金質権の設定（担保変換）

管財人は、本件売却代金全額を受領した日から７日以内に、暫定売却手取額を適切な金融機関に預金し、当該預金の元本払戻請求権を目的とし、本件船舶に係る更生担保権のうち後記５及び６の定めに従い弁済を受けることとなる更生担保権並びに後記６⑶の定めに従い弁済を受けることとなる一般更生債権を被担保債権とする質権を裁判所の許可を得て設定する。なお、預金の利息金については管財人が支払を受ける。

５　仮弁済

⑴　仮弁済額の確定

管財人は、本件船舶に係る確定更生担保権について、一部弁済として、更生計画認可決定確定日又は前記２以下の定めに従い本件船舶を売却し暫定売却手取額が確定した日のいずれか遅い日から１か月以内に、暫定売却手取額の５割に相当する額を支払う（以下、本項に基づく弁済を「仮弁済」といい、その弁済額を「仮弁済額」という。）。ただし、仮弁済額が確定更生担保権額を超過する場合、仮弁済として確定更生担保権額を支払う。

⑵　預金質権の解除

船舶更生担保権者は、仮弁済を行うことを目的として管財人が通知した日までに、前記４⑵の定めに従い設定された預金質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

６　本弁済

⑴　本弁済の実施

管財人は、諸経費及び更生協力金が確定したときは、売却手取額から仮弁済額を控除した残額について、後記⑵ないし⑷の定めに従い弁済を行う（以下、本項に基づく弁済を「本弁済」といい、本弁済により弁済される額を「本弁済額」という。）。

なお、管財人は、本弁済を実施するときは、速やかに船舶更生担保権者に対し、本弁済を実施する旨、本弁済実施日及び本弁済の概要について通知するものとする。

⑵　確定更生担保権額を下回った場合の措置

売却手取額が船舶更生担保権の確定債権額を下回った場合（以下、下回った金額を「確定更生担保権不足額」という。）、船舶更生担保権のうち確定更生担保権不足額に相当する金額については、本章第３節第２款第２の定めを準用して、一般更生債権と同等に権利を変更し弁済する。弁済方法については、第４章第２節を準用する。これらの規定の準用に当たっては、本弁済を受けた日に、未確定更生債権が確定したものとみなす。

⑶　確定更生担保権額を上回った場合の措置

売却手取額が船舶更生担保権の確定債権額を上回った場合（以下、上回った金額を「確定更生担保権超過額」という。）において、船舶更生担保権者が、一般更生債権（ただし、